

市立大津市民病院患者給食等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立大津市民病院患者給食等業務委託」の事業者選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名 「市立大津市民病院患者給食等業務委託」

(2) 業務内容 「市立大津市民病院患者給食等業務委託に係る仕様書」を基準とする。

(3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ただし、契約期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その更新は4回まで行うことができる。(契約期間は最長の場合、5年間となる。)

※令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に、現受託業者による引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。(当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。)

(4) 病院の概要 名称：地方独立行政法人 市立大津市民病院

所在地：滋賀県大津市本宮2丁目9番9号

病床数：401床

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

4. 予算額

委託料の上限は、179,000,000円(税込・年額)とする。

※1日3食×220人+検食2食×365日換算で見積もること。

※上記の上限額は米を病院で調達する場合の上限額である。

※米を病院で調達する場合と、委託業者が調達する場合の2パターン提出すること。

5. スケジュール

内 容	期 間 ・ 期 限 等
(1) 公表及び資料配付開始	令和4年8月19日(金)から
(2) 質問受付	令和4年8月19日(金)～令和4年8月31日(水)まで
(3) 質問回答	令和4年9月2日(金)予定
(4) 企画提案書の提出期限	令和4年9月8日(木)まで
(5) プレゼンテーション審査の実施	令和4年9月16日(金)
(6) 審査結果通知	令和4年9月20日(火)予定

6. 本プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、この告示の日から審査の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合

- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 過去5年以内に300床以上の急性期病院にて患者給食業務を受託し、3年以上の期間にわたり、これを履行した実績(履行中のものを含む。)を5か所以上有する者。

(8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者。

7. 質疑・応答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、市立大津市民病院ホームページにおいて回答する。なお、FAXまたは電子メール送信後は必ず到着連絡をすること。電話又は来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問については受け付けない。

(1) 受付期間 令和4年8月19日(金)から 8月31日(水)午後5時まで

(2) 提出様式 「実施要領等に関する質問書」とし、様式は問わない。

(3) 提出方法 FAXまたは電子メールにより提出すること。

(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 会社名」を入力し、添付を1ファイルにまとめて送信すること。また、送付後に下記まで電話連絡をいれること。)

(4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係

(5) E-mail och1040@och.or.jp

(6) FAX 077-521-5414

(7) 回答日 令和4年9月2日(金) 予定

8. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規定等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、令和4年度の大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記ケハスの書

類については提出不要とする。

- (1) 提出期限 令和4年9月8日(木)午後5時15分まで
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日及び祝休日は除く。)
- (3) 提出書類
- | | |
|---------------|-----|
| ア 参加申込書【様式1】 | 1部 |
| イ 企画提案書(任意様式) | 13部 |
| ウ 申請者の概要【様式2】 | 13部 |
| エ 委任状【様式3】 | 1部 |
| オ 見積書(任意様式) | 13部 |
- ※見積書は年間の運営管理費と年間の食材費を合算した額。
※【別紙1】を参考に、積算すること。
※朝食、昼食、夕食毎の食材単価を記載すること。また、運営管理費は
人件費、消耗品費、諸経費等の積算根拠を明示すること。
- カ 返信用封筒(長3(120mm×235mm))に返信先を記載し、84円切手を
貼り付けたもの。 2通
- キ 受託実績証明書(任意様式)6(7)を証明する書類 1部
- ク 6(8)を証明する書類 1部
- ケ 完納証明書 1部
- | | |
|--------------------------------|--|
| a 本店に係る市町村税分(当該市町村発行) | |
| b 支店、営業所等が津市に存する場合には津市税分(津市発行) | |
| c 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分(税務署発行) | |
- (a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。)
- コ 印鑑証明 1部
- サ 登記事項証明書(本店直轄の法務局発行) 1部
- なお、各証明書については、発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可
とする。
- シ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書【様式4】 1部
- ス 役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。) 1部
- (4) 提出先 〒520-0804 津市本宮二丁目9番9号
市立津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係
- (5) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる
方法によることとし、提出期限日の午後5時15分までに到着したものに
限り受け付ける。なお、郵便事故等については提案者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、すべて申請者の負担とする。

9. 企画提案書について

「仕様書」を踏まえ下記の項目を記述した上で提出すること。

- (1) 従業員の雇用・労働条件。
・業務従事者の採用計画。

- ・業務従事者の健康管理に関する取り組み。
 - ・業務従事者の意欲を引き出すための取り組み。
⇒離職防止の取り組み（昇給、休暇、支援体制、福利厚生等）
- (2) 受託コスト
- ・見積金額の価格について。
- (3) 実施スケジュール
- ・準備スケジュールは適切で無理がないか。
- (4) 本業務の実施体制
- ・業務実施上、必要な人員が配置されている。
 - ・人員確保のための方策を複数用意しており、十分な人員確保が期待できるものとなっている。
 - ・受託責任者の経験が豊富であり、業務遂行にあたっての管理が期待でき、かつ、指示命令系統も明確で、組織として機能できると判断できる。
 - ・1日の作業工程。
- (5) 給食運営
- ・当院の状況を考慮した業務内容別従事者数と勤務時間。
 - ・業務従事者に欠員が生じた時の対応。
 - ・標準的業務マニュアルの整備。
 - ・衛生管理体制の整備。
 - ・食材の確保（品質・安全性・安定性）。
- (6) 教育体制、支援体制
- ・業務従事者に対する教育体制。
（献立作成、調理技術、盛り付け、設備/機器の取り扱い、清掃、接遇、情報の取り扱い、それぞれに必要な知識の習得等）
 - ・各責任者に対する支援体制。
- (7) 危機管理体制
- ・事故防止対策（特に誤配膳、異物混入、労働災害）。
 - ・インシデント発生時の対応。
 - ・食中毒の発生時の対応。
 - ・災害発生時の対応。
- (8) 給食運営に対して
- ・業務の効率化を図るための提案（機器の新規導入や設備の改修などの病院負担によって成立する効率化ではなく、人の配置や動き、業務手順の見直し等によって達成できる内容など）。
 - ・経営としての給食運営におけるコスト意識からの提案（経費削減への取り組みなど）。
- (9) 患者満足度
- ・患者満足度の向上に向けた取り組み。
- (10) 病院職員に対して
- ・病院の要望を収集する工夫と、要望への対応。
 - ・病院スタッフに給食業務を理解してもらうためにできること。
- (11) その他

- ・企画提案書はA4版・長辺綴じとしページ番号を付すこと。また表紙に「患者給食業務企画提案書」と記載すること。
- ・各項目が何ページに記載されているかわかる対照表を添付すること。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 審査日 令和4年9月16日（金）予定
- (3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) その他 応募者が多数の場合は、事前に書類審査を設けることがある。
 なお、提案説明は本業務に従事する者が行うこと。
 提案時間は20分間（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）
 質疑応答は10分間
 参加人数は3人以内
 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市立大津市民病院が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

11. 受託候補者の選定及び審査結果の通知

プロポーザル審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して受託候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 委託者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 契約の締結

審査の結果、最優秀提案者との協議を行い、調整のうえ契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当した場合には、第2位以下の次点提案者から順に繰り上げて

協議を行う。

- (1) 6に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約の交渉が成立しないとき又は最優秀者が辞退したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- (4) その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

1 4. その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を委託者に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

参加申込書【様式1】の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式5】により、担当課あてに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期限・提出先・提出方法・書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 見積額が、3 予定価格を超過した場合

- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、委託者が必要と認める場合には、委託者は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

- (7) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (8) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託先等の責めに帰すべき事由による場合

受託先等の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託者は

契約の取り消しをすることができる。この場合は、委託業務に係る費用については、受託先等の負担とする。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託先等の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(9) 本件は令和5年度予算の決定を要することから、予算の決定がない場合は契約として成立しないものとする。

(10) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。

(11) その他疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、委託者・受託先等は誠意をもって協議するものとする。

15. 問い合わせ先

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係（担当者：元持）

TEL 077-522-4607 FAX 077-521-5414

E-mail och1040@och.or.jp